

畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領

平成25年4月9日24農畜機第108号承認

平成25年4月9日制定

畜産業においては、配合飼料価格の高騰などにより生産コストが上昇しており、畜産経営体等の経営力の向上を図るため、生産性及び飼料自給率の向上や安全な国産畜産物の安定供給の確保が喫緊の課題となっている。

このため、ホクレン農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4748号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、畜産業を営む者等における畜産経営の生産性や飼料自給率の向上及び、飼料生産受託組織等の経営高度化のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援することとし、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 畜産経営強化緊急支援事業

連合会は、第2の1に規定する借受者が、畜産経営の生産性向上、畜産物の付加価値の向上に資するほか、労働力の軽減、飼料自給率の向上を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付主体（連合会が別に定めるリース会社等をいう。以下同じ。）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとする。

2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

連合会は、第2の2に規定する借受者が、経営の高度化を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付主体に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとする。

3 効率的生産継続支援事業

連合会は、第2の1及び第2の2の借受者が1又は2の事業により電力供給を必要とする機械装置を導入する際に、畜産物の効率的な生産の継続のために電力を供給する機械装置をリース方式により一体的に導入する場合に、当該機械装置の貸付主体に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとする。

第2 機械装置の借受者

- 1 第1の1の事業の借受者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人、一般財團法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人(以下「農協等」という。)及び次の(1)から(3)までの要件のいずれかを満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。
 - (1) 畜産業を営む者又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)若しくは農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の3に規定する農事組合法人をいう。)であって、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者。
 - (2) 畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について(平成18年7月26日付け18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知)に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定(特認)基準において都道府県知事が特に認めた者。
 - (3) (1)又は(2)を含む2戸以上の農業者が構成する集団。
- 2 第1の2の事業の借受者は、農協等並びに次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。
 - (1) コントラクター等
次のアからケまでのいずれかの組織形態のコントラクター(飼料生産受託組織をいう。)、TMRセンター(完全混合飼料の飼料生産組織をいう。)を営む者及びその他の飼料生産組織。

ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。

 - ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - イ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
 - ウ 土地改良区
 - エ 農事組合法人(農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)
 - オ 農事組合法人以外の農業生産法人
 - カ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。)
 - キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
 - ク 農業(畜産業を含む。以下、この項に同じ。)を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社(以下「持分会社」という。)であって、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に適合するもの
(ア) 農業を主たる事業として営んでいること。

- (イ) 株式会社にあっては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
- (ウ) 持分会社にあっては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。
- ケ 農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合するもの
- （ア） 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
- （イ） 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。
- a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。
 - b 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- （ウ） エ、オ又はクに掲げる法人となることが見込まれる組織であること。

（2） 経営高度化組織

経営の高度化を図る組織として、次のアからウまでのいずれかを満たす組織であること

- ア 平成 27 年度までに経営の法人化を図ることが平成 25 年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの。
- イ 平成 27 年度までに飼料生産受託面積（国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）別表の 1 の（1）から（6）までに定める作業を受託する面積（自ら飼料を販売している組織にあっては飼料生産作業面積）をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。）を平成 23 年度又は平成 21 年度から平成 23 年度の 3 力年の平均と比較して、概ね 40 ha（中山間地域にあっては、概ね 20 ha）以上拡大することが平成 25 年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの。

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する地域をいう。

- （ア） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく特定農山村地域
- （イ） 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定さ

れた振興山村

(ウ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(オ) 離島振興法（昭和28法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

ウ その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事がイに掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めたもの。

3 第1の3の事業の借受者は、第1の1又は第1の2の事業を実施する者とする。

第3 貸付対象機械装置の範囲

1 第1の1から3までの事業における貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。

2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。

3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。

4 貸付対象機械装置は、貸付主体がリース物件として貸付可能なものとする。

第4 事業の実施

1 貸付主体の選定

(1) 借受者が貸付主体を選定するに当たっては、連合会が別に定める貸付主体の中から行うものとする。

(2) 貸付主体は、借受者とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械装置の貸付期間内において、同条件で他の貸付主体等を通じて事業が継続できるための措置を担保するものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

第1の1の事業を実施する末端借受者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートを連合会に提出するとともに、環境と調和のとれた農業生産活動に努めるものとする。

3 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

平成24年度に第1の1の事業を実施する場合、原則として、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知））で

規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。)に係る基本契約及び平成23年度の数量契約を締結している末端借受者は、平成24年度においても継続して数量契約を締結しているものとする。また、平成25年度に同事業を実施する場合、原則として、同基本契約及び平成24年度の数量契約を締結している末端借受者は、平成25年度においても継続して数量契約を締結しているものとする。

4 事業の実施方法

- (1) 連合会は、貸付主体が借受者に貸し付ける機械装置の取得価額のうち、第1の1の事業にあっては3分の1、第1の2及び第1の3の事業にあっては2分の1に相当する金額について、貸付主体を通じて借受者に助成する。
- (2) 連合会は、貸付主体が借受者に貸し付ける機械装置の取得価額を補助し、当該機械装置の取得価額のうち、第1の1の事業にあっては3分の1、第1の2及び第1の3の事業にあっては2分の1に相当する金額について、貸付主体を通じて借受者に助成する。
この場合、貸付主体は、当該機械装置の取得価額から借受者への助成相当額を差し引いた残額をリース料として回収し、連合会を通じて当該額を機構に返還するものとする。

5 再貸付け

機械装置の貸付けを受けた農協等は、末端借受者に当該機械装置を再貸付けできるものとする。

また、再貸付を行う場合には、別に末端借受者との間で再貸付契約を結ぶものとする。
なお、農協等が、借り受けた機械装置を直接使用する者となる場合にあっては、末端借受者に係る規定に従うものとする。

6 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)の70% (法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%)以上(1年未満の端数切捨て)から法定耐用年数までの範囲内で、貸付主体が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、連合会が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

7 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

貸付主体は、貸付対象機械装置について6に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権を移転するものとする。

なお、当該譲渡額は、貸付対象機械装置につき法定耐用年数を基礎とした定率法により計算した場合におけるその購入時の未償却残価に相当する価格(当該価格が貸付対象機械装置の購入価格の5%相当額を下回る場合は、当該5%相当額)未満の額とする。

ただし、当該譲渡額が所有権の移転時に公正な市場価格と比べ著しく下回る場合は、こ

の限りではなく、当該市場価格を著しく下回ると認められる範囲内で貸付主体が定めるものとする。

8 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者が貸付主体に支払うものとする。

9 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、第1の1の事業については、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ。）に3分の2を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額、第1の2及び第1の3の事業については、貸付対象機械装置の取得価額に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時において貸付主体が別に定める額とする。

ただし、貸付主体は、附加貸付料等を定めるに当たっては、連合会から貸付対象機械装置の購入に要する経費の全部又は一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

10 事業の委託

要綱第5の3の規定に基づき、ホクレン農業協同組合連合会代表理事長（以下「会長」という。）は、次に掲げる事業について委託して行うことができるものとする。

(1) 事業推進会議の開催

(2) 借受者の申請書類等の取りまとめ、審査及び提出

(3) 貸付対象機械装置の検収業務

(4) 会長の指示に基づく調査

(5) 関係書類等の整備保管

(6) その他必要事項

11 その他

国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成24年度から平成25年度までとする。

第6 事業の推進指導等

貸付主体及び借受者は、連合会及び都道府県の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第7 連合会の補助

連合会は、予算の範囲内において、別表2で定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 事業の手続等

1 借受者の事業参加申請

(1) 助成金の交付を受けようとする借受者は、第4の1の(1)により事前に契約する貸付主体を選定するとともに、別紙様式第1号の畜産経営力向上緊急支援リース事業参加申請書を作成し、次の添付書類のうち必要なものを付して、会長に提出するものとする。

ア 認定農業者の認定書面の写し

イ 農業環境規範に基づく点検シートの写し

ウ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び平成24年度にあっては平成23年度、平成25年度にあっては平成24年度においても継続して数量契約を締結していることが確認できる書類の写し

エ 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し

オ 申請する貸付対象機械装置のカタログ（販売業者により原本証明されたもの）

カ 借受者が法人にあっては定款の写し

キ 借受者が第2の1の(3)にあっては、構成員による共同利用契約書の写し

ク 知事特認機械を申請する借受者にあっては、知事特認に係る協議書の写し

ケ その他必要な書類。

(2) 連合会（事業の委託がある場合は委託先）は、(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、その内容を取りまとめ、都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めるものとする。

2 貸付の決定と契約

(1) 連合会（事業の委託がある場合は委託先）は、1の(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適當と認められる場合は、借受者及び貸付主体に対し、貸付決定通知を送付するものとする。

ただし、1の(1)のエの申請する貸付対象機械装置の見積書が委託先の作成の場合は、第4の10の事業の委託の内容に関わらず連合会が審査を行うものとする。

(2) 借受者は、(1)による貸付決定後、貸付主体との間でリース契約手続を開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械装置の本体価格と補助金額を明記するものとする。

3 貸付対象機械装置の検収

連合会は、貸付対象機械装置が借受者に納品された後、速やかに当該機械装置の検収を行い、別紙様式第2号による貸付対象機械装置の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、作成した別紙様式第2号の写しを速やかに貸付主体に送付するとともに、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「畜産経営力向上緊急支援リース事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。

ただし、貸付対象機械装置の販売元が委託先の場合は、第4の10の事業の委託の内容に関わらず連合会が検収を行うものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 借受者は、貸付主体とリース契約を締結し、貸付対象機械装置の検収を終えた後、速やかに別紙様式第3号の畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書を作成し、会長に提出するものとする。
- (2) 会長は、(1)により事業実績報告書の提出があった場合には、その内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に対し、その実施状況を報告するものとする。

5 補助金の交付

会長は、4の(1)の事業の実績報告を受領後、その内容を審査し、適當と認められる場合には、貸付主体からの申請に基づき、貸付決定に基づく額を限度として、補助金相当額を交付するものとする。

なお、貸付主体は、申請に当たり別紙様式第4号の畜産経営力向上緊急支援リース事業精算払請求書を作成し、会長に提出するものとする。

第9 貸付対象機械装置の維持管理等

1 維持管理

- (1) 借受者は、貸付主体とのリース契約に従い、善良なる管理者の注意をもって貸付対象機械装置を維持管理し、貸付期間において使用しなければならない。
- (2) 借受者は、貸付対象機械装置の維持管理及び使用状況について、記録しておくものとする。

2 経費の負担

貸付対象機械装置の維持管理又は使用のために必要な経費については、貸付主体とのリース契約に従い、借受者が負担するものとする。

ただし、借受者以外の者が、借受者に援助することは妨げない。

3 貸付対象機械装置への標記

借受者は、会長の指示に基づき、当該事業による補助を受けたものであることを貸付対象機械装置に標記するものとする。

第10 補助金の返還等

1 禁止行為による返還

借受者は、貸付対象機械装置について次の行為を行ってはならない。

なお、これらが判明した場合は、貸付主体を経由して会長に対し、助成金額の全部又は一部を返還しなければならないものとする。

- (1) 要綱、要領に定める規定に違反した行為を行うこと
- (2) この事業の目的以外の用途に使用すること
- (3) 第三者に転貸し又は譲渡すること
- (4) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること

2 会長は、借受者又は貸付主体から貸付対象機械装置の貸付期間中、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又は貸付主体に対して助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 借受者が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

3 事業の中止等による返還

貸付期間内において、借受者が離農等により事業を中止しようとする場合は、貸付対象機械装置に係る助成額について、貸付主体は貸付期間に応じて会長が別に定める額を、会長に返還するものとする。

4 会長の指示による返還

会長は、1及び2以外の場合、必要に応じて貸付主体に補助金の返還を求めることができるものとする。

5 返還のための対応

貸付主体は、借受者との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、助成額の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

第11 報告及び調査

1 貸付主体は、貸付期間中の毎年度、貸付対象機械装置のリース状況について、会長に報告するものとする。

2 会長は、1にかかるわらず必要に応じて貸付主体及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めるものとする。

第12 消費税及び地方消費税の取扱い

1 貸付主体は、第8の5の畜産経営力向上緊急支援リース事業精算払請求書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の精算払申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 貸付主体は、1のただし書により補助金の精算払申請書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第5号の畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額を、連合会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第13 帳簿等の整備保管等

借受者及び貸付主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

附 則（平成25年4月9日付け 第108号）

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成25年2月26日から適用する。

別表1

(1) 畜産経営強化緊急支援事業

区分	対象機械装置	内容（貸付対象機械装置）
1 畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置	畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
	乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳口ボット 等
	省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置 等
	畜産物の付加価値向上に資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置、食肉加工機械、乳製品加工機械 等
2 畜産経営における労働力軽減に資する機械装置	自動給餌機関係機械装置、管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサー・フィーダー、バーチカルミキサー、ペールフィーダー 等
	酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ユニット自動離脱装置 等
	鶏卵関係機械装置	集卵装置、汚卵洗浄機 等
3 飼料自給率向上に資する機械装置	耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、デスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、プロードキャスター、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラ、牧草追播機、ツースハロー、スプレヤー 等
	覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワー・ハロー、パスチャーハロー、カルチ・パッカ 等
	たい肥調整機械装置	ホイルローダー、油圧ショベル、移動式たい肥かくはん機 等
	たい肥散布機械装置	ライムソワー、プロードキャスター、マニュアワゴン、マニュアスプレッダー、マニュアローダ、スカベンジャー、コンポキャスター、自走式マニュアスプレッダー、ハイドロマニュアスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン（散布可能なものに限る）、バキュームカー（散布可能なものに限る）、スラリータンカー（散布可能なものに限る） 等

	飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレージハーベスター、ハイダンプワゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稻ホールクロップ収穫機、ローダーバケット、フォーレージワゴン、ピックアップワゴン、バタフライモアコン、コーンハーベスター 等
	飼料調整機械装置	テッター、レーキ、ヘーメーカー、ヘーベーラー、ロールベーラー、ラップマシーン、細断型ロールベーラー、細断型ベーラーラッパー、ベルグリッパー、自走ロールベーラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベーラー、サイレージカッター、ロールベルカッター、飼料攪拌機、フォーレージカッター、サイレージグラブ 等
	エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム（リース対応可能なもの） 等
	飼料米利用に必要な機械装置	粉碎機、混合機、飼料タンク 等
	リキドフィード給餌装置	飼料タンク、混合機（配合飼料とリキッドフィードを混合するものであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの）、パイプライン、飼槽等
	エコフィード混合給餌装置	① 自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破碎機、混合機、パイプライン 等 ② TMR給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破碎機、混合機（TMRセンター）、パイプライン 等
4 効率的な畜産物生産に資する機械装置		大型送風機械装置
		大型温風機械装置
5 都道府県知事が特に必要と認める機械		1から4の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械

(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

区分	対象機械装置	内容（貸付対象機械装置）
1 飼料播種機械装置	牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあたっては、12条播き以上のものに限る。
	追播種機	
	とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のもの又は作業能率が50a／1時間以上のものに限る。
	飼料用稲直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る。
	簡易草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の簡易更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥、播種、覆土・鎮圧等）に係る作業に要する機械。
2 収穫・調製用機械装置	モアコンディショナー ヘイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛は、1.6メートル）以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る。
	フォーレージハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る。
	とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用アタッチメントに限る。
	テッター、レーキ、 テッターレーキ	乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。
	ロールベーラー	ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベーラー、稲発酵粗飼料用ロールベーラー又は汎用型飼料収穫機に限る。
	梱包解体機、運搬機	積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。
	梱包格納用機械	
	サイレージ取出機、 積込機	フロントローダー、ホイルローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る。
	飼料攪拌機、飼料粉碎機	

	稲わら収集機、アンモニア処理機	
3 その他	家畜糞尿土壤還元用機械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機
	作業管理システム機器	

- ※ 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り助成対象とする。
- ※ 本表の運搬等の機械には、汎用性のあるトラック等は含まないものとする。
- ※ 本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に認めた機械についても、助成対象とする。

(3) 効率的生産継続支援事業

区分	対象機械装置
効率的生産の継続に資する機械装置	自家発電機、配電盤

別表2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	3分の1相当定額 ただし、第4の4の(2)にあっては、定額
2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	2分の1相当定額 ただし、第4の4の(2)にあっては、定額
3 効率的生産継続支援事業	リース物件の取得に必要な経費	2分の1相当定額 ただし、第4の4の(2)にあっては、定額

平成 年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会
代表理事長 佐藤俊彰 殿

住 所
借受団体名
代表者氏名
電話印

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業参加申請書

下記によりホクレン農業協同組合連合会の貸付対象機械の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱(平成25年2月26日付農畜機第4748号)並びに、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)及び、ホクレン農業協同組合連合会業務方法書に基づき参加申請します。

なお、貸付決定のうえは、業務方法書、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 申請対象事業名

- (1)畜産経営強化緊急支援事業 申請件数：_____件
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業 申請件数：_____件
(3)効率的生産継続支援事業 申請件数：_____件

2. 貸付契約に当たっての条件

- (1) 貸付主体：_____
(2) 貸付方法：_____ ※補助金交付タイプ又は全額交付タイプを選択。

3 添付書類

- (1) 補助金交付申請書（別紙1-1）
(2) 畜産経営力向上緊急支援リース事業申請一覧表（別紙1-2）
(3) その他関係書類

以上

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金交付申請書
(申請事業名 :)

殿

畜産経営力向上緊急支援リース事業を下記のとおり実施したいので、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金による交付を受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(借受申請者)

住所

氏名(名称)

代表者名

印

1. 借受申請者の状況等(平成24年12月末時点)

現在の飼養状況	乳牛 : 頭	肉牛 : 頭	肉豚 : 頭	採卵鶏 : 万羽	プロイナー : 万羽
(内委託家畜)	乳牛 : () 頭	肉牛 : () 頭	肉豚 : () 頭	採卵鶏 : () 万羽	プロイナー : () 万羽
飼料畑等	田 : () ha	畑 : () ha	草地 : () ha		

注1) 養豚については一貫経営の場合、肥育豚換算(母豚×10頭)した数値を記入して下さい。

2) 委託家畜の飼養頭数(羽数)及び借受農地の飼料畑等は、()して内数を記入して下さい。

2. 借受希望機械

No.	知事特認	導入目的		申請機械装置の概要		
		事業区分	手法・手段	現行機械名	申請機械名	導入理由・必然性又は現行機械装置との相違点
1						
2						
3						
4						
5						

注1) 申請機械装置の詳細は『別添1-1』に明記する。

2) 手法・手段欄において、『機能向上』を選択した場合は、現行の機械装置との相違点を記入して下さい。

3. 申請機械装置の成果目標

No.	成果目標	No.	成果目標
1		4	
2		5	
3			

4. 借受団体

受託団体 (住所) (電話)	リース会社 (住所) (電話)
----------------------	-----------------------

6. 補助金の交付方法及び過去の事業においての支援状況

交付方法	リース形態	リース方式	期間	附加貸付料率	H20・H21 補助付リース支援状況

7. 添付書類

(各事業共通)

- (1) 農業環境規範に基づく点検シート
- (2) 導入する機械の見積書
- (3) 導入する機械の原本証明付きカタログ又は設計図面 等
- (4) 配合飼料価格安定制度加入に関する申告書
- (5) 共同利用誓約書(共同利用の場合のみの添付)
- (6) 組織の規約・定款(写し:法人・集団の場合必要)
- (7) その他事業主体が別途定める書類

(各事業個別)

- (1) 畜産経営強化緊急支援事業
 - ア) 認定農業者又は知事特認の認定書面(写し)
- (2) 飼料増産受託組織等対策事業
 - ア) 飼料作物作業受託面積表
 - イ) 経営の高度化を行うことが確実と判断できる書類(写し)
- (3) 効率的生産継続支援事業
 - ア) (1)又は(2)の補助金交付申請書(別紙1-1)の写し

事業実施主体等が本事業の参加に係る上記内容を関係機関に提供することについて同意いたします。

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業（事業名：）

氏名（名称）

申請機械装置の詳細

No.	申請機械装置名	銘柄	型式・規格	販売業者名	機械価格 (A)	補助率	補助金額 (B)	貸付 期間	基本貸付料 (A-B=C)	附加貸 付料率
1										
2										
3										
4										
5										
合 計						/	/	/	/	/

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業貸付機械検収調書

(事業名 :)

ホクレン農業協同組合連合会

代表理事長 佐藤 俊彰 殿

検収実施者（事業実施主体）

所 属

役 職 名

氏 名

印

平成25年4月9日付け「畜産経営力向上緊急支援リース事業」に係る貸付機械の検収を下記のとおり実施したので報告します。

貸付機械検収調書

検収立会人 (借受団体)			
			代表者印
			個人印
検収立会人 (末端借受者)			
			個人印
検収立会人 (現地納入業者等)			
			個人印
貸付機械の名称		銘 柄	
型 式		機械製造番号	
車両等の場合、登録番号		貸付記号	
貸付機械納入年月日		現地納入業者名称	
検収年月日		検収場所	
検 収 所 見	申請した機械と相違ないか	カタログとおりか	
	新品であるか	試運転の結果、異状はなかったか	
	貸付標示番号等は貼付されているか	現地販売業者等は貸付機械の取扱い上の注意をしたか	
付 属 品			

※付属品欄の記載内容は、申請時における見積書に記載されている付属品で貸付機械に装備されていない物を明記して下さい。

ホクレン農業協同組合連合会
代表理事長 佐藤 俊彰 殿

住 所
借受団体名
代表者氏名 印

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書 (事業名:)

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領第8の4の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 貸付内容

貸付機械名		銘 柄	
型 式		機械製造番号等	
車両等の登録番号		貸付記号	
納入月日		附加貸付料率	
貸付主体		名称	
		代表者名	
再借受者		住所	
		氏名	

2. 添付書類	補助金交付タイプ	(1) 末端借受者とのリース契約書(写し)	1部
	全額交付タイプ	(1) 借受者のリース契約書(写し)	1部
		(2) 再借受者のリース契約書(写し)	1部

以上

平成 年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会
代表理事長 佐藤俊彰 殿

住 所
貸付主体名
代表者氏名
電話番号

印

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業概算払請求書

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、同事業実施要領第8の4の(1)の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求いたします。

記

1. 請求対象借受者数(件)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1)畜産経営強化緊急支援事業 | 申請件数: _____ 件 |
| (2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業 | 申請件数: _____ 件 |
| (3)効率的生産継続支援事業 | 申請件数: _____ 件 |

2. 請求対象補助金額(消費税別・円)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1)畜産経営強化緊急支援事業 | 補助金申請額: _____ 円 |
| (2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業 | 補助金申請額: _____ 円 |
| (3)効率的生産継続支援事業 | 補助金申請額: _____ 円 |

3 添付書類

- (1) 貸付対象機械の検収を終了した一覧表
- (2) 借受団体別の請求明細書

以上

平成 年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会
代表理事 佐 藤 俊 彰 殿

住 所 :
貸付主体 :
代表者 : 印

平成25年度畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成25年 月 日付け精算払請求により交付を受けた畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金について、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領第12の2の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る下記「消費税相当額金」を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

1 畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金の精算払請求額

金 円

2 精算払請求時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

注: 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注: 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注: 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)